

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 22 年 10 月 29 日 本紙第 5427 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 10 月 29 日 政令第 221 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 22 年 10 月 29 日
【制定の根拠】	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 49 号）第 1 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項並びに第 2 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項
【法令のあらまし】	<p>① 手当金等の交付により生じた所得の金額及び当該所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として免除する額の計算方法について定める。</p> <p style="text-align: right;">（第1条第1項及び第2項並びに第2条第1項及び第2項関係）</p> <p>② 手当金等の交付により生じた所得に係る所得割の課税の特例は、申告書に当該所得の金額の計算に関する明細書等の書類を添付した場合に限り、適用する。</p> <p style="text-align: right;">（第1条第3項及び第2条第3項関係）</p>
【改正される法令】	なし